

ソーシャルビジネス共感融資 募集要項

1. 融資対象

- ・ 京都府内の京都信用金庫営業エリア内に主たる事務所を有し、信託資本財団の推薦を受けた法人

2. 融資対象の事業

- ・ 融資対象事業の領域は、農林水産畜産業、環境、福祉、医療、教育、人権などで、「信託」関係の向上と増大につながる事業です。
- ・ 特定の政党を支援する、政治的主張を目的とする事業、または宗教的な利益を目的とする事業は、財団融資の趣旨に反するのでお断りします。

3. 申し込み資格（融資申請者、信託責任者共通）

融資申請者及び信託責任者の全部または一部の方について、当財団が不適当と判断する次の条項に該当する場合は、融資および融資相談をお申し込みいただけません。

- ・ 銀行取引停止処分を受けている方または手形不渡りをされた方で、その解消後3年を経過していない方
- ・ 民事再生・会社更生・破産・会社整理の終了後3年間を経過していない方
- ・ 反社会的行為者または関係者
- ・ 刑事事件または社会的、道義的信用が失墜するような行為を行った方、その他信託を破壊する行為を行ったと信託資本財団が判断する方
- ・ 税金等を滞納している方
- ・ 粉飾決算等、虚偽の申告を行って、その解消後3年を経過していない方
- ・ その他信託資本財団が不適当と判断した方

4. 金利、保証、担保について

- ・ 金融機関からの貸付金利は1.0%（固定金利）になりますが、支払利息分を当財団が融資対象者へ助成することで実質無利子となります。ただし、融資対象者、ならびに当該融資対象事業の支援を行うことができる「信託責任者」は、当財団の指定する知見を提供いただきます。かかる知見と融資対象者・信託責任者に関する情報は財団データベースに登録され、融資期間中ならびに融資終了後も、その全部または一部が公開されます。
- ・ 物的担保は必要ありません。
- ・ 保証については、代表者の特定保証とします。また、後述の「信託責任制」を要件とします。

5. 信託責任制の内容

- ・ 当財団の融資事業における「信託責任者」とは、融資対象事業の目的の達成と、融資対象者の債務の返済に協力する道義的責任を負う方をいいます。信託責任者は、金融機関に対し融資金額を返済する法律的な義務を負うものではありません。
- ・ 融資対象者は、最低3名の方にこの信託責任者になってもらう必要があります。
- ・ 信託責任者が、死亡、または財団からの連絡がとれなくなるなど、その責任を果たすことが不可能になったと当財団が判断した場合、融資対象者は新たな信託責任者を選任する必要があります。

6. 融資対象者の要件

- ・ 当財団の理念への共感を前提として、年に1度京都にて開催される「信頼デイ」(社会的事業家ギャザリングイベント)のご参加を必須とします。

※当財団では、信頼もまた資本となる社会の形成を目指し、融資・助成先とその信頼責任者、信頼者ならびに当財団関係者が各々の知恵・知見・経験・想いを持ち寄り集う上記イベントを開催しています。

※各年の開催日につきましては、広報をいたしますが、信頼資本財団 web サイトからもご確認ください。
(<http://shinrai.or.jp/>)

※万一所用で参加が適わない場合は、代理の方の出席をお願いします。

- ・ 融資申請者の情報は融資期間中ならびに融資終了後も、当財団の情報管理規則および信頼資本データベース管理運用規程に従い、その一部又は全部が、当財団データベースに登録・公開されます。

また、当財団がその情報の利用について、融資申請者に協力を求めることがあります。

7. 信頼責任者の要件

- ・ 融資対象者の事業が継続し、融資の返済が完済できるように支援してくださる方。
- ・ 下記の方は、信頼責任者となることはできません。

融資対象企業(団体)の常勤役員、従業員、支配的株主その他これに準じる方

上記の方の親族、姻族を含めて3親等以内の方

未成年の方

その他、財団が不適切と判断した方

- ・ 信頼責任者の情報は融資期間中ならびに融資終了後も、当財団の情報管理規則および信頼資本データベース管理運用規程に従い、その一部又は全部が、当財団データベースに登録・公開されます。
また、当財団がその情報の利用について、信頼責任者の方に協力を求めることがあります。
- ・ 当面、日本国民、または日本に永住権を有する人を対象とします。

8. 信頼責任者の権利と義務

- ・ 信頼責任者は、融資対象者が完済した時点で融資資格審査の内の適性審査において考慮の対象となります。
- ・ 信頼責任者は、金融機関に対する金銭返還義務はありません。
- ・ 信頼責任者は、融資対象者の行う融資対象事業がその目的を達し、かつ金融機関からの融資が円滑に返済されるように、別紙の「信頼責任者申込書」に記載された支援を行う責任があります。
- ・ 信頼責任者が「信頼責任者申込書」に記載した情報は、当財団の行うデータベース構築事業に登録・公開されます。
- ・ 当財団は、信頼責任者の情報の利用について、協力を求めることがあります。
- ・ 信頼責任者は、契約期間中の6ヶ月に1度ならびに融資完済時には、融資対象事業が完済するまでの経緯に関するレポート又はコメントを財団へ提出してください。
- ・ 信頼責任者は、「信頼責任者申込書」記載の登録情報に変更があった際は、速やかに融資対象者ならびに当財団事務所に連絡してください。

- ・ 当財団の理念への共感を前提として、年に1度京都にて開催される「信託デイ」(社会的事業家ギャザリングイベント)に出来る限り参加してください。

9. 融資基準(融資は京都信用金庫が行います)

- ・ 融資金額は最大2000万円です。
- ・ 融資期間は運転資金:5年以内、設備投資:10年以内(耐用年数の範囲内)です。

10. 審査(事業審査:信託資本財団、融資審査:京都信用金庫)

事業審査は、当財団の事業審査委員会がまず行い、事業の社会性と事業性を審査します。そして、その審査を通過した法人は、当財団から「認定推薦書」を発行すると同時に京都信用金庫へ紹介します。その後、京都信用金庫にて融資審査を行います。

11. 返済(返済は京都信用金庫へ行います)

- ・ 貸付金額と利息の返済をお願いします。詳細な返済計画は融資対象者と京都信用金庫とが協議の上、決定されます。
- ・ 返済周期は1か月毎とします。

12. 支払利息補給助成

融資対象者は、銀行から発行される返済計画書が届き次第、その写しを添付して当財団に支払利息補給助成の申請を行ってください。当財団が確認の上、3ヶ月に1度ずつまとめて支払利息分を融資対象者へ助成します。

13. 再審査について

以下の場合、全審査通過後または融資実行後であっても、本融資制度の実行又は継続を見直す可能性があります。その際、融資対象者は当財団および京都信用金庫からの面会・再審査等の要請に応じる義務があります。

- 1) 融資対象者が吸収・合併等の理由で変更となる場合
- 2) 融資対象である事業の代表者が変更となる場合
- 3) 融資対象である事業計画に大幅な変更が予想される場合
- 4) 上記6～8.に定める、融資対象者及び信託責任者の要件・義務が満たされないと判断される場合
- 5) その他、本融資制度の目的を達するために、協議が必要と判断される場合

14. 助成(利子補填)の停止について

上記13.を経て、当財団の支援対象にそぐわないと判断される場合、助成(利子補填)を停止します。

15. 情報公開

当財団のソーシャルビジネス共感融資先であること、ならびに応募にともない提供された情報は、当財団の判断により、公開されることがあります。

◆必要書類

必要書類は郵送等でお送りいただくものと、オンライン申込フォームに添付していただくもの、そして融資推薦決定時にご提出いただくものがございます。

◇郵送等でお送りいただく書類

- 1 登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
- 2 会社案内、商品やサービスの概要パンフレットなど

◇申し込みフォーム送信後に別途メールでお送りいただく書類(宛先: info@shinrai.or.jp)
(txt、doc、xls、pdf、ppt 拡張子のいずれかで作成してください)

- 1 事業内容説明書
【提出書式】 事業内容説明書
- 2 財務諸表(決算書、申告書、勘定科目明細書を各直前3期分)
(※立ち上げたばかりの法人で財務諸表がない場合は、代表者の所得や資産を証明する書類)
- 3 資金繰り表(提出月の前3か月の実績値及び当年度を含む3か年の資金繰り表)
【提出書式】 資金繰り表
- 4 添付資料(事業内容説明書で説明しきれない場合のみご提出ください)
(添付資料例)
 - ・市場調査結果
 - ・商品やサービスの詳細、その特徴(使用設備などがある場合はそれらの説明等)
 - ・売上、経費、投資等の融資返済期間満了までの数値計画(詳細)
 - ・製造・販売の計画と根拠
 - ・経費分析表
 - ・事業推進上の課題とリスク、対応策など

融資推薦決定時にご提出いただく書類(融資相談申し込み時のご提出は不要です)

- 1 信託責任者申込書(3名以上)
【提出書式】 信託責任者申込書
※信託責任者全員の運転免許証・パスポート、健康保険証、その他写真つきの公的証明書のいずれかのコピーを必ず添付してください。
- 2 社会に還元できる知恵知見申請書
【提出書式】 社会に還元できる知恵知見申請書
- 3 ギャザリング参加同意書(融資対象者・信託責任者 全員分)
【提出書式】 ギャザリング参加同意書(融資対象者用／信託責任者用)

◆注意事項

- ① 提出していただいた応募書類は、財団から「認定推薦書」を発行した法人のみ、融資審査資料として京都信用金庫へ提供されますので、あらかじめご了承ください。
- ② 提出していただいた応募書類は返却いたしません。また、応募書類等に記載された情報は応募履歴として財団のデータベースに登録されますので、あらかじめご了承ください。
- ③ 残念ながら審査を通過されなかった場合、その理由など、一切のお問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。
- ④ 審査のため、直接財団の指定したものがヒアリングに伺う場合があります。
- ⑤ 審査のため、お申し込み後から審査会までの間、事業の概要や、事業計画について、ご質問や追加資料の提出をお願いする場合があります。
- ⑥ 信頼責任者に財団が指定したものが直接連絡して、お尋ねする場合があります。

【資料送付先および融資に関するお問い合わせ先】

◆資料送付先

〒602-8024 京都市上京区大門町 235 番地風伝館内

公益財団法人信託資本財団 事務局

◆融資に関するお問い合わせ E-mail: info@shinrai.or.jp